

東京工業大学金属同窓会規約

(名称)

第1条 本会は、東京工業大学金属同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、将来の本会会員の育成につながる活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するために、懇親会、講演会等の開催、名簿の管理、在学生への教育に関する支援など、その他必要と認められる事業を行う。

(事務所)

第4条 本会は、所在地を東京工業大学内（東京都目黒区大岡山 2-12-1）に置く。

2.本会は、事務局を置き、事務局には事務局長を置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の個人とする。

1. 東京工業大学の金属工学科および関連する課程を卒業した者、並びに同大学院金属工学専攻、材料工学専攻、材料科学専攻、物質科学専攻、物質科学創造専攻、材料物理学専攻および関連する専攻で金属学に関連する修士または博士課程を専攻した者、並びにこれら専攻に論文を提出して学位を受けた者。
2. 東京工業大学の物質理工学院材料系で金属学に関連する研究室に所属し、学士課程を卒業した者、または修士もしくは博士課程を専攻した者、および同学院に金属学に関わる論文を提出して学位を受けた者。
3. 東京工業大学の金属工学科、金属工学専攻、材料工学専攻、材料科学専攻、物質科学専攻、物質科学創造専攻、材料物理学専攻、および物質理工学院材料系において、金属学に関係する同大学の教職員、並びに本会に関係が深く本会の目的に賛同し入会を希望する者で幹事会の承認を受けた者。

(役員)

第6条 本会に、役員として会長1名、副会長若干名、事務局長 1 名、幹事若干名、および会計監査2名を置く。また、名誉会長を置くことができる。

(役員の選任)

第7条 役員は、自薦または他薦により、幹事会において候補者を決め、総会で選任する。

(役員の任務)

第8条 会長は、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
3. 事務局長は、会務を行いこれを統括する。
4. 幹事は、事務局長を補佐し本会事業の運営に貢献する。

5. 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、事務局長及び幹事をもって構成し、議長は事務局長が務める。

2. 幹事会は、本規約に定める事項、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない会務の執行に関し議決する。

3. 幹事会の決議は過半数の賛成でこれを決する。

4. 幹事会は、事務局長が必要と判断した際にこれを招集する。また、事務局長が事故等により招集できないときは、他の役員が招集することができる。

5. 幹事会は、各卒業・修了年度毎に若干名をオブザーバーとして選任し、これを幹事会に参加させることができる。

(総会)

第11条 会長または事務局長は、事業年度終了後定時総会を招集する。

2. 会長、副会長、および事務局長は、必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。また、幹事会が必要と認めたときは事務局長が臨時に総会を招集する。

3. 総会の議長は、事務局長がこれにあたる。

4. 総会の議決は、本規約に特段の定めのないかぎり出席会員の過半数の賛成でこれを決する。

(議決事項)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- ① 規約の改廃
- ② 役員の選任
- ③ 事業および会計報告
- ④ 事業計画および予算
- ⑤ 会費
- ⑥ その他本会に関係する重要な事項

2. 緊急の場合、幹事会は当該案件に限って総会を代行することができる。

(会費)

第13条 会員は、総会において別に定める会費を納めるものとする。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(個人情報保護規定)

第15条 本会の個人情報の取り扱いと保護については、総会において別に定める個人情報保護規定に則って行うこととする。

(会計年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改廃)

第17条 本規約の改廃は、総会の出席会員の3分の2以上の同意を要する。

(解散)

第18条 本会の解散は、総会の出席会員の3分の2以上の同意を要する。

(残余財産の処分)

第19条 本会の解散のときに有する残余財産の処分は総会の議決による。

附則 平成28年5月21日に規約改定、令和4年10月22日に規約改定、令和5年11月3日規約改定、令和6年5月25日規約改定、令和6年7月4日規約改定、各同日より施行する。